

(3) 届出・協議の対象となる整備項目

■ 特定生活関連施設の新築等の届出・協議対象整備項目適用表

建築物

(建築物：その1)

項 目	小項目	都市施設	別表第1の項に該当																												
			1	2	3	4	5	6	1	2	3	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
			官公庁舎施設等	医療施設等	保健福祉施設等	文化教養施設等	火葬場	公衆便所	官公庁舎施設等	医療施設等	保健福祉施設等	集会施設	教育施設等	金融機関等の店舗	公益事業の店舗	飲食店	物品販売業等店舗	サービス業店舗	公衆浴場	運動施設	興行施設	遊興施設	展示施設	観光施設	宿泊施設	自動車庫	事務所	工場等	共同住宅 ※①	公共交通機関の施設	複数構成施設の 共用部分
			ア～ウ	ア～ウ	ア～ケ				エ～オ	エ～カ	コ～テ																				2以上の用途で 構成される施設 の共用部分
		特定 都市施設	すべて			100㎡以上				100㎡以上												3,000 ㎡以上	2,000 ㎡以上	すべて	建築物全体の用 途面積300㎡以上						
		用途面積 等	すべて	用途面積(㎡)				用途面積(㎡)				用途面積(㎡)				すべて	すべて	乗降客区分 (人)	用途面積 (㎡)												
				300 ㎡未 満	300 ～ 1,000 ㎡未 満	1,000 ～ 2,000 ㎡未 満	2,000 ㎡以 上	300㎡ 未満	300㎡ 以上 ～ 1,000㎡ 未満	1,000㎡ 以上 ～ 2,000㎡ 未満	2,000㎡ 以上	すべて	すべて	2,000 人未 満	2,000 人以上 ～ 5,000 人未 満				5,000 人以上	3,000 ㎡以上											
(1) 出入口	地上に通じる出入口		○				○	○	○	○		○		○		○		○					○	○	○	○	○	○	○	○	
(2) 敷地内の 通路	1) 通路 2) 道等に至るまでの 1以上の通路 3) 傾斜路		○				○	○	○	○		○		○		○		○					○	○	○	○	○	○	○	○	
(3) 廊下等及び 各室の出入口	1) 廊下 2) 傾斜路 3) 各室の出入口		○				○	○	○	○		○		○		○		○					○	○	○	○	○	○	○	○	
(4) 階段	階段		○				○	○	○	○		○		○		○		○					○	○	○	○	○	○	○	○	
(5) 便所※②	1) 腰掛式便器 2) 男子用小便器		○				○	○	○	○		○		○		○		○					○	○	○	○	○	○	○	○	
(6) 車いす使用 者用便房	車いす使用者用便房		○				○	○	○	○		○		○		○		○					○	○	○	○	○	○	○	○	
(7) 駐車施設	1) 車いす使用者用 駐車施設 2) 通路		○				○	○	○	○		○		○		○		○					○	○	○	○	○	○	○	○	
(8) 視覚障害者 誘導装置等 ※③	1) 出入口から道路 2) 出入口から受付等 3) 傾斜路等の上端 及び下端 4) 階段等の上端 及び下端		○				○	○	○	○		○		○		○		○					○	○	○	○	○	○	○	○	
(9) エレベーター ※④	エレベーター		○								○												○	○	○	○	○	○	○	○	
(10) 受付カウンター 及び記載台	受付カウンター 及び記載台		○				○	○	○	○		○		○		○		○					○	○	○	○	○	○	○	○	
(11) 公衆電話所	1) 公衆電話所 2) 出入口		○				○	○	○	○		○		○		○		○					○	○	○	○	○	○	○	○	
(12) 券売機	券売機		○				○	○	○	○		○		○		○		○					○	○	○	○	○	○	○	○	
(13) 改札口等	改札口、レジ通路		○				○	○	○	○		○		○		○		○					○	○	○	○	○	○	○	○	

◎印：整備基準の対象及び届出等の対象となる整備項目を示す。

○印：整備基準の対象となる整備項目を示す。

(建築物：その2)

項 目	小項目	都市施設	別表第1の項に該当																																
			1	2	3	4	5	6	1	2	3	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26				
			官公庁舎施設等 ア〜ウ	医療施設等 ア〜ウ	保健福祉施設等 ア〜ケ	文化教養施設等 ア〜ケ	火葬場	公衆便所	官公庁舎施設等 エ〜オ	医療施設等 エ〜カ	保健福祉施設等 コ〜テ	集会施設	教育施設等	金融機関等の店舗	公益事業の店舗	飲食店	物品販売業等店舗	サービス業店舗	公衆浴場	運動施設	興行施設	遊興施設	展示施設	観光施設	宿泊施設	自動車車庫	事務所	工場等	共同住宅 ※①	公共交通機関の施設	複数構成施設の 共用部分				
			すべて					100㎡以上					100㎡以上														3,000㎡以上	2,000㎡以上	すべて	建築物全体の用途面積3,000㎡以上					
別表第3の項に該当			用途面積等			すべて					用途面積(㎡)					用途面積(㎡)														すべて	すべて	乗降区分(人)			用途面積(㎡)
別表第2の項に該当											300㎡未満	300㎡ 〜 1,000㎡未満	1,000㎡ 〜 2,000㎡未満	2,000㎡以上	300㎡未満	300㎡以上 〜 1,000㎡未満	1,000㎡以上 〜 2,000㎡未満	2,000㎡以上													2,000人未満	2,000人以上 〜 5,000人未満	5,000人以上	3,000㎡以上	
(14) 館内案内所	館内案内板			○				○	○	○	○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○				
(15) 観客席	1) 車いす使用者 観客席、観覧席 2) 出入口までの通路			○				○	○	○	○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○				
(16) 洗面所	洗面所			○				○	○	○	○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○				
(17) 浴室	浴室、脱衣所			○				○	○	○	○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○				
(18) 更衣室等	更衣室、シャワー室			○				○	○	○	○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○				
項 目	小項目	都市施設	別表第1の項に該当																																
			1	2	3	4	5	6	1	2	3	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26				
			官公庁舎施設等 ア〜ウ	医療施設等 ア〜ウ	保健福祉施設等 ア〜ケ	文化教養施設等 ア〜ケ	火葬場	公衆便所	官公庁舎施設等 エ〜オ	医療施設等 エ〜カ	保健福祉施設等 コ〜テ	集会施設	教育施設等	金融機関等の店舗	公益事業の店舗	飲食店	物品販売業等店舗	サービス業店舗	公衆浴場	運動施設	興行施設	遊興施設	展示施設	観光施設	宿泊施設	自動車車庫	事務所	工場等	共同住宅 ※①	公共交通機関の施設	複数構成施設の 共用部分				
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
(19) 授乳場所	授乳場所 (用途面積5,000㎡以上)	○			○			○								○														○					
(20) おむつ交換台	おむつ交換台 (用途面積2,000㎡以上)	○			○			○			○					○				○										○					
(21) 乳幼児いす	乳幼児いす (用途面積2,000㎡以上)	○			○			○			○					○				○										○					
(22) 客室	車いす使用者用客室 (用途面積1,000㎡以上、 かつ客室100室以上)																							○											

(凡例) ※①共用部分のみを対象とする。 ※②共同住宅は除く。 ※③教育施設、共同住宅は、「1) 出入口から道路」のみを適用する。

※④教育施設等は除く。

(注) (1) 出入口の適用については、すべての出入口ではなく、1以上の出入口を整備基準に適合するものとする。

(5) 便所、(6) 車いす使用者用便所、(7) 駐車施設については、多数の者が利用するものを設ける場合に適用する。

(10) 受付カウンター及び記帳台から(18) 更衣室等までの整備項目については、多数の者が利用するものを設ける場合に適用する。

(15) 観客席については、固定席を設置する場合に適用する。